

流山市農業委員会
平成24年第4回
総会議事録

平成24年4月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第4回総会議事録

1 期 日 平成24年4月25日(水)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 6番 豊島 啓行
7番 青野 直

5 出席委員(15名)

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 小嶋 悦子 | 2番 小倉 節子 |
| 3番 山崎 日出男 | 4番 中村 彰男 |
| 5番 酒巻 孝美 | 6番 豊島 啓行 |
| 7番 青野 直 | 8番 水野 敬久 |
| 10番 大作 榮 | 11番 根本 隆 |
| 12番 小林 常男 | 13番 須郷 英夫 |
| 14番 水代 啓司 | 15番 石井 勇 |
| 16番 高市 正義 | |

6 欠席委員(1名)

9番 中村 敏則

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 議案第20号 農業委員会事務局職員の任免について | 1 |
| (2) 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3 |
| (3) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) | 7 |
| (4) 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について | 12 |
| (5) 報告第11号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について | 16 |
| (6) 報告第12号 平成23年度指導通知の対象となった農地の確認について | 16 |
| (7) 報告第13号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について | 18 |
| (8) 報告第14号 専決処理の報告について | 19 |

開会 午後2時59分

高市議長 大変、陽気の方もよくなってまいりまして、この連休あたりには、早い方だと田植えをなさるんじゃないかということで、季節の変わり目でもありますので、身体に十分気を付けていただきましてですね、農作業に励んでいただきたいと、このように思います。

それでは、ただ今から平成24年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、9番、中村敏則委員から、欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

6番、豊島委員、7番、青野委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第20号の「農業委員会事務局職員の任免について」から議案第23号の「農用地利用集積計画の決定について」までの4議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第11号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第14号の「専決処理の報告について」までの4項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第20号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題と

いたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第20号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

平成24年4月25日提出

流山市農業委員会

本案につきましては、平成24年4月1日付けの人事異動に伴いまして、農業委員会事務局職員に異動があったため承認を求めるものでございます。

初めに、転入者でございますが、農業委員会事務局農地係長に田村敏一でございます。旧所属は、市民生活部安心安全課防犯対策係長でございます。

次に、転出者でございますが、農業委員会事務局の農地係長でございました窪田隆でございます。新所属は生涯学習部生涯学習課青少年指導センター主査でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、去る4月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

それでは、このたび農業委員会事務局農地係長に就任された田村係長から御挨拶をいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。(3時04分)

(田村係長入室)

高市議長 再開いたします。(3時05分)

それでは、田村係長から御挨拶をいただきます。

田村係長 ただ今、紹介のありました田村と申します。私、安心安全課から農業委員会の方に異動になりました。農業委員会につきましてはですね、自分以前、平成2年から平成7年にかけて、約5年間ですけれども農業委員会の方に在籍しておりました。その時と比べてですね、今の流山市の農業情勢についてかなり厳しいものがあるということで、その中で活動して、自分の力の限り頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高市議長 どうもありがとうございました。

田村係長には、今後の御活躍を御期待申し上げます。

暫時休憩いたします。（3時07分）

（田村係長退室）

高市議長 再開いたします。（3時07分）

また、このたび転出いたしました窪田主査におかれましても、皆様に御挨拶を申し上げたいとのごことでございましたが、本日は、公務のため欠席させていただきたいとの申し出がありましたので、ここに御報告させていただきます。

高市議長 次に、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第21号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年4月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。1番の権利者は流山市名都借の方で、職業は農業でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市名都借の田、5筆で、合計面積は3,532㎡でございます。申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

続きまして、2番でございます。2番の権利者は流山市名都借の方で、職業は農業でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、4筆で、面積は142㎡、申請事由につきましては、次の3番の申請者の方と協議のうえ、筆界を直線にすることで、耕作の効率化を図りたいため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、2ページでございます。

次に、3番でございます。3番の権利者につきましても流山市名都借の方で、職業は農業でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、2筆で、面積は9.77㎡、申請事由につきましては、先ほどの2番の申請者の方と協議のうえ、筆界を直線にすることで、耕作の効率化を図りたいため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内函につきましては、同じく2ページでございます。

今月の3条許可申請につきましては、以上の3件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案21号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は3件であります。

本案につきましては、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、1番でございますが、申請地は、流山市東消防署の南東約100mに位置している田5筆、計3,532㎡で、去る1月、2月及び3月と「競売」に関する農地法第3条の規定に係る買受適格証明願が提出された農地であります。

申請理由でございますけれども、権利者は、2月の総会で同一土地について、経営規模を拡大するため、「競売」に関する買受適格証明願を提出し、証明書の交付を受けたところでございますが、当時から土地所有者の代理人を通じ、債権者と任意売却について交渉を行ってきたところ、3月27日になって現金納付と引き換えに、それらの関係債権者が任意売却に応じ、差し押さえの解除及び競売申し立てを取り下げてくれたことから、今回申請があったものでございます。

購入価格は150万円で、一坪当たり1,400円とのことでございます。

なお、金額については、権利者側から売却基準価額の2倍を申出したということですが、債権者側からは特に異論はなかったということでございます。

また、取得名義が権利者の家族の名義ではなく家族の父親である理由については、税務上の関係ということでございます。

現地は雑草は刈り取られていたものの、耕作は放棄された状況でございます。

また、今回取得する農地は、埋め立てを行い、畑として耕作して行きたいということございました。

次に、申請者の営農状況でございますけれども、権利者の耕作面積は約1ヘクタールで、主にかぶ、トウモロコシを栽培しているということであります。また、農業従事者は権利者を含め3人で、繁忙期にはパート2名を雇用しているということでございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含

め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、2番、3番については、関連がありますので、併せて御報告いたします。

まず、2番の申請地は、東部中学校の北東約600mに位置している畑、4筆、計142㎡で、現況は特に作付けはされておりましたが、農地として適正に管理されておりました。

次に、3番の申請地は、2番の申請地に隣接する畑、2筆、計9.77㎡で、こちらも特に作付けはされておりましたが、農地として適正に管理されておりました。

申請理由でございますけれども、2番、3番の申請地は隣接しており、これまで境界が入り組んでおり、耕作に支障があったということでございますが、このほど両当事者が協議したところ、境界を直線にすることで、耕作の効率化を図ることを目的に意見の一致を見たことから、関係する農地をお互いに売買するため、申請があったものでございます。

なお、2番の権利者が3番の義務者と異なる理由については、将来の相続を見込んだためということでございます。

売買価格は、2番が130万6千200円で一坪当たり3万円、3番が8万8千500円で一坪当たりは同じでございます。

今回取得する畑には、お互いにネギを作付けする計画ということでございます。

次に、申請者の営農状況でございますけれども、2番の権利者の耕作面積は約2.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、3番の権利者の耕作面積は約2.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、1番、2番及び3番とも許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願い

いいいたします。

3番（山崎委員）議案に対しての質問とは違うんですけれども、案内図の方の2番の権利者の名前の字が議案書とは字が違うんですけれども、どちらが正しいのでしょうか。

岡田局長 すいません。誤植であります。申し訳ございません。ヒロという字は、弓扁にムであります。広島の広ではございません。したがって、3ページの右側の柵目内は間違いでありますので、御訂正方よろしくお願い申し上げます。

高市議長 よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

14番（水代委員）1番の案件なんですが、先ほど委員長の方からも説明されたんですけれども、こういうものというのは裁判所の方から正式に競売が無くなりましたというか、中止になったという通知とかそういう手順を踏んで農業委員会の方に来られているのでしょうか。また、その後こういう相対取引になったのか、それとも競売の申し立て手続きを取っている段階からそういう相対の話が運ばれていたのか、債権者との関係もあるのでしょうか。そのところがですね、2か月もの間農業委員会で協議されたり、現地調査をしてきた訳で、手を施した関係もあるので、その辺のところを勉強のためにお聞かせ下さい。

山口次長補佐 それでは、今の水代委員の御質問について、回答させていただきます。まず、取り下げについてということなんですけれども、これ、裁判所の方から連絡があったかということですが、これは直接、それぞれの市には来ておりません。これは裁判所の競売のホームページから確認する形になっております。ホームページ上では取り下げという表記が出ておまして、こちらで確認をさせていただいたという状況です。一切、裁判所からの連絡はございません。それと2点目の今回の任意売却ですが、これにつきましては、権利者の面接、ヒアリングの中でですね、実際に競売の参加申請をすると同時にですね、2月の中旬ころから、仲介人を入れて直接交渉をしているという状況でございました。ということで、競売が中止になった後からスタートしているものではないという回答でございました。以上です

高市議長 分かりましたか。

14番（水代委員）そうしますとね、そういう案件に対して、裁判所の方からこういう案件について調査願いたいというのは、公文書で来るんですよね。違うんですか。

山口次長補佐 公文書で来るのはですね、この時期ではなくて、競売の申出があったときに、まず農業委員会にこのところについては農地法の第何条が必

要なのか、農地なのか農地でないのか、その確認の調査というのは昨年来ております。その次に進めたものが、競売の一覧の中にこの部分が流山市でこういう競売物件がありますよということを、新聞や裁判所のホームページの中にアップします。それを皆さんが見て競売に参加をするという形になります。で、取り下げについても、そういうような裁判所からの通知というものは一切ないというのが現状でございます。

14番(水代委員)わかりました。はい。

高市議長 よろしいですか。水代委員。

14番(水代委員)はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質問がないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第22号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年4月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の5条許可案件は、1番から3番までの3件ですが、同一案件でございますので、一括して御説明をさせていただきます。初めに権利者でございますが、権利者は東京都足立区に住所を置く法人でございます。また、権利者の主な業務内容につきましては、野球専門旅行サービスやスポーツイベントの企画運営などを行っている法人でございます。

次に、申請がありました土地ですが、流山市前ヶ崎の田で、1番から3番までの合計といたしましては、田、3筆で、合計面積は4,025㎡でございます。

す。

次に、転用目的につきましては、野球場用地とするものでございまして、議案案内図につきましては、3ページから4ページでございます。

今月の5条許可申請につきましては、以上の3件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件ありますが、同一案件でありますので、一括して御報告させていただきます。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は野球場、更衣室及び駐車場を建設しようとするものでございます。

権利者は、平成18年に一般旅行業を主な業として東京都足立区に設立された法人でございまして、主に学校関係の野球チームの遠征合宿の手配、野球用具の販売及び少年野球チームの指導運営を行っているということでございます。

少年野球チームは、現在小学生が35名、中学生が28名ということでございます。

昨年の年商は2億2千万円で、従業員数は13名ということでございます。

申請理由につきましては、権利者は平成21年5月に、申請地の南側に野球場を開設したところですが、試合待機児童の練習広場として並びに周辺施設利用者に迷惑を掛けないようにするため、申請があったものでございます。

次に、事業計画の概要であります。約80cmほど埋め立てを行い、増設する野球場には、グラウンドのほか更衣室と35台分の駐車場を設け、周囲には高さ10メートルの防球ネットを巡らし、周囲の農地に影響が出ないようにする計画でございます。

なお、申請地は、平成22年の暴風で釘、ガラス等が飛び散り、耕作不能になった経緯があるので、防球ネットの施工方法についてお聞きしたところ、施工に万全を期すので強風による隣接農地への被害はないということでした。

次に、雨水については、周囲に240ミリのU型側溝を敷設し、既設野球場敷地内を経て、富士川に放流する計画でございます。

なお、汚水については、仮設トイレを設けるほか、雑排水については上水道の設置を計画していないため発生しないということでございます。

次に、近隣農地所有者へ事業説明を行ったところ、了解を得ており、特に意

見はなかったということでありました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、常磐線北小金駅の北東約800mに位置し、特に作付けは行われておりませんでした。住宅や事業所などが連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

また、申請地については、富士川土地改良区から平成24年3月8日付けで、土地改良施設の利用を害さないための工事を施行することなど13項目の指摘事項について協議が整うことを条件に、農地転用は差し支えない旨の意見書が添付されております。

次に、資金計画につきましては、建設費が4千147万5千円、賃借料が年額80万円、計4千227万5千円であり、その内訳については自己資金が2千891万6千692円、借入金が1千335万8千308円で賄う計画で、金融機関発行の残高証明書及び請負業者からの完成保証書及び残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、都市計画法及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在手続き中でございます。

最後に、野球練習の終了時刻が午後9時であることから、児童、生徒の防犯安全確保、また、既設野球場の放射能対策を要望いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。
高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番（水野委員）既設のグラウンドの方ですね、建設をするときに雨水対策として、グラウンドの周りを盛り上げて、雨水が溜まっても浸透させるとかいう方法をとるという話だったんですよ。ですけど結局は、浸透しきれないようで、外側にこぼれていたんですけど、今回北側に新しいU字溝を入れると書いてありまして、申請地の北側の方に雨水柵とか書いてあるんですけど、北側の方からの雨水が全部グラウンドとグラウンドの間の道路を横断して、西側

の方の富士川の方に流れるようにするのかどうか、それだけで本当に足りるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

山口次長補佐 それでは、今、水野委員から御指摘のありました雨水対策についてでございます。まず、既存のグラウンドにつきましても、雨水対策といたしましては、既存の申請ではグラウンド周辺をすべて素掘りに対応し、それを案内図の西側の富士川に放流するという計画でございました。で、今回の追加するグラウンドにつきましては、外周に240ミリのU字溝を敷設いたしまして、両側から集まってきた水を既存のグラウンドとの間にある道路、この道路下にヒューム管を入れます。そして、既存のグラウンドの素掘りのところにやはり240ミリのU字溝を入れます。そこから西側、富士川の方に向かって放流させる計画でございます。このヒューム管につきましては、150パイのものを道路下に埋設する計画でございます。それで現在、宅地課の開発行為も協議しておりまして、その中でも指摘がないということですので、この計算で対応できるのではないかと考えております。

大作委員長 今、水野委員から240ミリのU字溝でどうかというお話なんですけれど、このグラウンドはアスファルトで舗装する訳じゃないんですね。段差を埋め立てて行いますので、ある程度浸透性のある土砂ですから、そこにも書かれているように、オリフィス柵という徐々に溜めて流すというようなことなんです。すべての雨水を一度に川の方に流すということではなく、溜めるという考え方、貯留するという考え方で計画されておりますので、

8番（水野委員）考え方はそうなんでしょうけれど、

大作委員長 その様に協議はしているかと思うんですね。

5番（酒巻委員）参考ということでお話したいんですけれど、実は私どもの南の下にある上耕地グラウンドですか、あれも水捌けをちゃんとU字溝を周りに造ったんですね。それでも台風などで雨がいっぱい降って2回くらいは浸透しきれないでオーバーして田圃に入って来たので、河川課の方で応急措置としてその先にある承水路へ流そうということで、更に土嚢を積んでU字溝へ流れるようにした経緯があるので、浸み込みながらというのは、実際は難しいのではないかとということを申し上げておきます。

高市議長 今の御説明のようになりますね、事務局でもほかの例でもこういうのがあったというような説明をしてあげて、先方さんにですね、こういう方法もありますよというのをですね、一つ御指導いただきたいと思うんですが如何でしょうか。

岡田局長 御指摘の件でございます。確かにこの設計・計画については、標準雨量というんでしょうか、平常的に降る中での設計というふうになると思います。ただ、この近年、ゲリラ豪雨というんでしょうか、そういうものが頻繁に

起きていますので、御指摘の部分についてはですね、対応出来るような措置として、回避策も含めて再度申し入れをさせていただきたいということで、周辺への排水に伴う影響を極力及ぼさないということの方策をとるように、再度事業者はこちらから申し入れをさせていただきたいとこのように考えております。高市議長 水野委員、よろしいですか。

8番(水野委員)よく指導していただかないと。それから、防球ネットの高さが10mとなっているんですけど、ここは元々田圃で地盤が大変悪いところだと思うんで、そのように10mのネットなんかを造って大丈夫なのかなという気が凄くするんですが、実際10mのネットを造るのであれば相当な基礎を施すと思うんですが、風で絶対倒れないようなものを造ってほしいと、ついでに指導していただきたいですね。

山口次長補佐 今の防球ネット10mということですけど、その基礎部分というのはコンクリート巻きで、GLから約2m20cmそこまでが基礎部分ということになります。コンクリートの巻き部分が幅約70cmから110cm、そのものが入っているということでございます。実際にこの防球ネットを造るに当たっては、日本体育施設株式会社というところが請け負う形になったおります。こちらの方は、体育施設関係につきましては著名な会社であるということでございますので、ある程度信頼が置けるのではないかと、この方法で大丈夫でないかということ判断させていただきました。

高市議長 よろしいですか。

8番(水野委員)実際、どうなるか分かんないですけどね。

岡田局長 野球の場合ともう一つゴルフ場で吊ったネットを下げるとあるんですけど、野球の場合ゴルフと違って網目が広めだということで、その風の圧力というんですか、風力、それにはある程度耐えられるというような状況でありましたので、今回、前回施工された例からすると全く強度においては全然違うだろうというふうなものが見受けられると思います。私も、前回のところは、建築境界を単管パイプですか、ああいうものを直に打って、そこにゴルフ場のネットばいものを巻き付けてある感じでした。あれでは正直言って、強風、風圧では倒れるのではないかとというようなことでしたけれど、今回はコンクリート柱で、しかも基礎をしっかりとやっていくということで、そういうことからすると爆弾低気圧というような竜巻みたいなものが来た場合は違うかもしれませぬけれども、それに耐えうるような設計であるというような言い方もしておりますので、それは事業者を信頼すると同時に絶対それはないんだろうということもですね、先ほどの雨水と同じようにですね、更なる慎重なる施工をするようにということは申し伝えさせていただきました。周囲に影響を与えてしまっは、何の意味もなくなってしまうので、そこのところは注意しながら

ら指導して参りたいと思います。

高市議長 そういうことだそうです。ほかに御質問ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑がないようですので、これより採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第23号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年4月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の利用集積計画の1番から6番につきましては、新規によるものでございます。初めに、1番でございます。まず、権利者でございますが、権利者は流山市木の方で、職業は農業でございます。利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市南の田、1筆で、1,031㎡、議案案内図につきましては5ページでございます。

次に、2番でございますが、権利者は1番と同じ方でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、2筆で、合計面積は1,745㎡、議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に、3番でございますが、権利者は流山市平方の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、1筆で、1,031㎡、議案案内図につきましては、7ページでございます。

続きまして、議案書の7ページを御覧ください。

4番でございますが、4番の権利者は先ほどの3番の権利者と同じ方でございます。次に、利用権を設定する土地でございますが、流山市平方の田、4筆

で、合計面積は4,124㎡、議案案内図につきましては、8ページから9ページでございます。

次に、5番でございますが、権利者は流山市深井新田の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、11筆で、合計面積は8,425㎡、議案案内図につきましては、10ページから11ページでございます。

次に、6番でございますが、権利者は流山市野々下の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市古間木の田、1筆で、面積は1,900㎡、議案案内図につきましては、12ページでございます。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。7番以降につきましては、申請地の貸し借りをしていた期間が満了となるため、更新をするものでございます。

まず、7番でございますが、権利者は流山市上貝塚の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市上貝塚及び下花輪の田、3筆で、合計面積は3,092㎡、議案案内図につきましては、13ページでございます。

次に、8番でございますが、権利者は流山市加の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田と畑、合計2筆で、2,346㎡、議案案内図につきましては、14ページでございます。

最後に、9番でございますが、権利者は流山市南の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市南の田、1筆で、1,031㎡、議案案内図につきましては、15ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の9件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
大作委員長。

大作委員長 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が6件、更新によるものが3件であります。

最初に新規の1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は47歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約5.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起前の状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者は1番と同じ方でありました。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。
次に、3番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は41歳であります。
また、営農状況については、耕作面積が約4.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者は3番と同じ方でございます。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございますが、権利者の職業は兼農で年齢は72歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約3.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は55歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約1.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、更新の7番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は48歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、8番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は90歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約0.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済み、畑はネギなどが作付けられておりました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、9番でございますが、権利者の職業は兼農で年齢は63歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約0.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案のうち、7番については、山崎委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、山崎委員に退席を願い、先に審議を行います。

山崎委員の退席を求めます。

(山崎委員退席)

高市議長 これより、本案のうち、7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号の7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第23号のうち7番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

山崎委員の除斥を解きます。

(山崎委員入室)

高市議長 次に、本案のうち、7番を除く案件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号のうち7番を除く案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号のうち7番を除く案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第11号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第11号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成24年4月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市加3丁目にございます農地、1筆で、面積は1,388㎡、買取り希望価格につきましては記載のとおりでございませぬ。

本件土地につきましては、去る2月27日に開催されました農業委員会総会において、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願で御承認をいただきました方の農地でございまして、本年の5月27日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為制限が解除されることになるものでございませぬ。

こちらの議案案内図につきましては、16ページでございませぬ。

御説明は、以上でございませぬ。よろしく御願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第12号「平成23年度指導通知の対象となった農地の確認について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページでございませぬ。

報告第12号

平成23年度指導通知の対象となった農地の確認について

農地法第30条第3項の規定による農地の利用増進のための指導の確認結果について次のとおり報告する。

平成24年4月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

この報告第12号でございませぬが、改正農地法の施行によりまして、各市町村の農業委員会は、毎年、農地の利用状況調査を行うことになりました。そし

て、その調査の結果、遊休農地となっていた場合には、農地法第30条第3項の規定により、農業委員会は農地の適正な利用について、必要な指導を行うこととされたところでございます。こうした中で、昨年11月に農林水産省から、「遊休農地に関する措置の適切な実施及び農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の運用の適正化について」という通知が出されました。この通知を見ますと、昨年農業委員会を対象にした会計検査が実施され、その結果によりますと、農地の利用状況調査におきましては、遊休農地の指導について農地所有者への適切な指導が行われていないこと、更にはこれらの遊休農地の中には、納税猶予の適用を受けた農地が含まれていたことなどの指摘があったということでございます。農地の中でも、特に納税猶予の適用を受けております農地につきましては、営農を継続して行くことが絶対条件となっておりますが、今回の検査の中では、納税猶予を受けているものの遊休農地となっている場合について、必ずしも適正な指導が行われていなかったということでございます。このため、国からの通知文では、遊休農地となっている農地への適切な指導について、特に納税猶予を受けている遊休農地については、指導等を徹底するよう通知があったものでございます。この点について、流山市の平成23年度の利用状況調査につきましては、委員の皆様は10月と11月に実施をしていただきましたが、この国からの通知も踏まえまして、当初には23年度の調査地には含まれていなかった納税猶予地がございましたので、この農地につきましても追加して11月の28日に現地調査を行っていただいたところでございます。そしてその結果、納税猶予を受けていた方の中で、12人の方の納税猶予の農地が適正に耕作が行われていない状況が確認されました。このため、23年度は議案書にもありますとおり、この12人の方に国の通知に基づきまして、指導を行いました。指導対象面積は、延べで15,731㎡、こちらについて耕作再開の指導を、昨年11月から12月に掛けまして文書を持って行ったところでございます。そしてこの指導により、対象となっております12人の方の農地につきましては、この通知により順次耕作を再開していただき、先月、3月21日にすべての農地について、耕作再開の確認をすることが出来ました。今回は、この納税猶予農地の指導結果について御報告いたしますとともに、農業委員の皆様におかれましては、特に納税猶予農地につきましては、今後も引き続き耕作を精励されるよう、今後も引き続き御指導方よろしく願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。
高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第13号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第13号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

平成24年4月25日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

照会がありました土地は、流山市駒木にございます畑、1筆、278㎡で、登記申請地目は宅地でございます。議案案内図につきましては、17ページでございます。

本件につきましては、土地の登記簿地目の変更について、平成24年4月9日付けで千葉地方法務局松戸支局の登記官から照会があったものでございます。また、本件につきましては、国からの通達により、農業委員3名以上によって現地調査を行い、照会した日から2週間以内に回答を行うこととされております。今回は、石井職務代理人並びに大作委員、根本委員に御出席をいただきまして、去る4月16日、議案審査会の終了後の午後から現地を確認いただき、回答内容を御協議いただきました。どうもありがとうございました。照会がありました土地は市街化調整区域にございまして、転用の許可はありませんでしたが、現地を確認しましところ、家屋が1棟建てられておりまして、宅地として利用されていることを確認いたしました。このことから、農業委員の皆様にご協議していただきました結果、本件の回答といたしましては、この現地調査の結果を踏まえまして、現況地目は非農地、転用許可等の有無については無し、原状回復命令の有無につきましては、申請地の農地区分が第2種農地として判断できること、また、長年宅地として使用されていると思われることから、原状回復命令につきましては行わないとして、法務局に回答をさせていただいたものでございます。

こちらの御説明につきましては、以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。
吉田次長。

吉田次長 議案書の13ページでございます。

報告第14号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年4月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の報告は10件で、先月3月に届出書が提出されたものでございます。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が8件、店舗が1件、老人ホーム及び駐車場用地とするものが1件ございました。

以上、今月の4条届出の合計といたしましては、10件、19筆、15,030.89㎡、地目別の内訳につきましては、田が3筆、1,671㎡、畑が16筆、13,359.89㎡でございました。

次に、議案書の15ページを御覧ください。

2番でございます。農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちらも先月の3月分でございます。合計で18件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳でございますが、売買が15件、贈与が1件、賃貸借が2件ございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が14件、店舗が2件、駐車場が1件、資材置場が1件ございました。

以上の今月の5条届出の合計といたしましては、18件、31筆、19,802.09㎡、地目別の内訳につきましては、田が9筆、3,315.09㎡、畑が22筆、16,487㎡でございました。

御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時15分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年4月25日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員豊島 啓行.....

流山市農業委員会委員青野 直.....